

当院は、『入院時食事療養費（Ⅰ）』の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。患者さんの1食あたりの標準負担額は下表の通りです。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		標準負担額（1食あたり）
区分ア	現役並みⅢ	1食につき550円（※1）
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ（※2）	1食につき270円
	低所得Ⅰ	1食につき130円

（※1） 指定難病受給者証適用患者は1食につき330円

（※2） 過去12ヶ月で90日を超える入院をした場合、91日目から食事代が220円に減額となります。

（市町村窓口でのお手続きが必要となります。）

令和8年6月1日
光ヶ丘スペルマン病院 病院長